



JAMCA ニュース

No.127

2025年10月1日

発行
協会事務局

編集事務局

全国自動車大学校・整備専門学校協会
〒160-0015 東京都新宿区大京町31
ヴィップ新宿御苑 ☎03-3356-7066
〒125-0002 東京都葛飾区西亀有3-28-3
☎03-3601-2535 FAX 03-3601-2988
ホームページアドレス <https://www.jamca.jp/>

学校教育法の一部改正とJAMCA会員校に求められるもの

学校法人小山学園 東京工科自動車大学校 理事長
全国自動車大学校・整備専門学校協会 理事

山本 匡



専門学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育機関として、我々の自動車分野をはじめ職業に直結する分野において、社会基盤を支えるために必要不可欠な人材を輩出しております。2014年には、最新の専門知識や技術・技能を実践的に学べる学科において、「職業実践専門課程」が創設され、JAMCAとしても職業教育に対する質の向上と、社会的信頼を高めるため「質保証等検討委員会」の活動をスタートしました。この委員会の活動として文部科学省の事業「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」に参画し、会員校における職業実践専門課程認可への情報交換や、将来の第三者評価受審への組織的な準備に対し数々の取り組みを行いました。その結果、職業実践専門課程の認定校が専門学校全体で40%程度の中、JAMCAでは会員校の80%が認可をされるに至っております。

また、第三者評価に対しては、国土交通省の定期的な実施調査が行われ、法的な評価の上で運営されている学校として、評価項目もシンプルにそして評価者も会員校関係者が協力し合う「ピアレビュー方式」にする等、JAMCA独自の第三者評価項目の作成や評価方法をまとめたガイドブックの作成を行いました。さらに、それを基にした会員校に対する実証実験を行い、費用負担の少ない第三者評価受審の独自モデルを構築してまいりました。その後コロナ禍の影響もあり活動は休止されましたが、2023年より委員会活動を再開し、改めて再度会員校に対する教育の質保

証に対する啓発活動とJAMCA独自の第三者評価実施のための準備を目的に現在も年一回の「JAMCA 質保証研修会」の実施を継続しております。

その中で、学校教育法の一部改正法案が施行日を2026年4月1日として国会で可決成立しました。専門学校においては、今回の法改正により大学等他の高等教育機関との制度的整合性を図り、専門学校の位置づけを明確にすることを目的として「入学資格について、大学と同様の規定とする」「在籍者の呼称を〈生徒〉から〈学生〉に改める」「学習時間に関する基準を授業時数だけでなく〈単位数〉により定めることができる」等の内容が示されました。

教育の質保証に関しては、大学で義務化されている第三者評価の実施が努力義務とされ、さらに高度専門士、留学生のキャリア形成プログラム認定校には、第三者評価を義務付けけるという内容が発表されており、対象の専門学校には、5年以内の受審実施と5年サイクルでの受審が求められております。

JAMCA 会員校の多くの学校もこれら

に対応しなければなりません。現在正式に国が認めている専門学校の認証評価機関は3機関で、しかもそれらの評価機関では専門分野（職業分野）毎に特徴ある教育活動の評価ができる評価者も存在しておりません。専門学校全体で対象となる約500校を考えると既存の評価機関ではこなせないことや5年後には職業実践専門課程全体に義務化（現時点で1200校）する可能性もあり、今のままでは第三者評価の実施自体が難しい環境にあります。

そういった中、評価項目の簡素化や、現状には存在しない様々な評価組織による評価方法も考えられることが文部科学省からも示唆されています。

JAMCAで行ってきた活動は、専門学校全体の中でも特筆される活動であり、自律的に第三者評価を準備拡大してゆくための他の模範となるものという評価もされております。

今まで培ってきた組織的な活動が今後、各会員校の第三者評価実施や教育の質保証に寄与してゆくためにも、引き続き各会員校の教職員の皆様のご理解とご協力が必要になるものと考えております。

CONTENTS

- 2面 車はソフトで進化する——SDVが導く整備業界の未来
- 3面 クルマ大好き!、活躍!! 卒業生
- 4面・5面 JAMCA 会員校のキャリアサポート体制について
- 6面・7面 協会トピックス・地区通信
- 8面 私の教材活用・お知らせ・編集後記